

市町村ストーマ装具給付実態調査報告

平成 21 年 1 月 30 日
(社)日本オストミー協会

1. はじめに

障害者自立支援法の補装具及び日常生活用具に関する制度改革では、オストメイトの生活必需品であるストーマ装具は、平成 18 年 10 月から国の補装具給付事業から市町村の日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具へ移行することになった。これに伴い、当協会では市町村の裁量によるストーマ装具給付の実態、給付条件の市町村格差などをモニタリングするため、制度移行 1 年を経過した平成 19 年に各市町村のストーマ装具給付に関する実態調査を実施した。

この実態調査は、当協会の支部を通じて都道府県指定のストーマ装具取扱店に対して実施し、1,340 市町村におけるストーマ装具の給付基準額、給付基準内の利用者負担割合、ストーマ装具の支給月数、ストーマ用品(13 品目)及び洗腸用具の併給に関して調査を行った。

調査データは平成 20 年 1 月にまとめられたが、このたび情報開示を行うにあたり、調査データをもとに改めて調査内容の考察を行い、また当協会の意見を付して、新たに本調査報告書として作成した。なお、本調査は支部を介して装具取扱店に実施したため、一部市町村でデータの重複が見られるほか、一部の県で市町村の内訳が省略されるなど、データ処理に不手際が生じているが、総体的な傾向はつかめるのでご容赦願いたい。

2. ストーマ装具の給付基準額

(1)消化管ストーマ装具(蓄便袋)

給付基準額は、最低の 7,000 円から最高の 19,900 円の間には散らばり、最大偏差は 12,900 円と大幅な開きが生じているが、従来国の給付基準額 8,600 円及びこの基準額プラス 3%の 8,858 円のベースを維持しているのは調査全体の 90%台を占めている。なお、従来国の給付基準額をも下方修正している市町村が若干とはいえ散見されるのは遺憾である。

給付基準額(円)	8,600	8,850	8,858	8,860	8,900	その他	合計
市町村数	506	21	687	15	46	65	1,340
比率(%)	37.8	1.6	51.3	1.1	3.4	4.8	100

【行政に対する当協会の意見】

給付基準額の見直しに関しては、平成 18 年 7 月に当協会から都道府県障害福祉関係主管課長に提出した「日常生活用具のストーマ装具等給付に関する要望書」の中で、利用者負担の軽減を図るために給付基準額を 13,000 円に上方修正するようお願いしているが、いまだこれにほど遠い状況にあるのは残念であり、今一度の再考をお願いしたい。

(2)尿路ストーマ装具(蓄尿袋)

給付基準額は、最低の 10,000 円から最高の 19,900 円の間には散らばり、最大偏差は 9,900 円と大幅な開きが生じているが、従来国の給付基準額 11,300 円及びこの基準額プラス 3%の 11,639 円のベースを維持しているのは、消化管ストーマ(蓄便袋)の場合と同様である。また、従来国の給付基準額をも下方修正している市町村があるのも同様である。

給付基準額(円)	11,300	11,600	11,639	11,700	12,000	その他	合計
市町村数	506	27	687	41	15	64	1,340
比率(%)	37.8	2.0	51.3	3.1	1.1	4.7	100

【行政に対する当協会の意見】

尿路ストーマ装具(畜尿袋)の給付基準額の見直しについても、消化管ストーマ装具(畜便袋)の場合と同様に、13,000 円に上方修正するようお願いしているところである。

3. 給付基準内の利用者負担割合

給付基準内の利用者負担割合は、補装具の一律 1 割負担とは異なり市町村の裁量によってかなりの幅が生じている。すなわち、補装具に準じて 1 割負担としている市町村が調査全体の 80% 近くを占めているものの、1 割未満の負担、1 割超の負担、税区分による負担、そして自己負担免除に分れている。

自己負担割合	自己負担免除	1 割未満	1 割	1 割超	税区分による	合計
市町村数	63	73	1,032	6	166	1,340
比率(%)	4.7	5.5	77.0	0.4	12.4	100

【行政に対する当協会の意見】

当協会が注目しているのは、かなり以前から当協会が要望してきた自己負担の免除を行っている市町村が 5% 近くあり、これに 1 割未満の負担を合わせると調査全体の 1 割の市町村において、利用者負担の軽減を配慮して頂いていることについてである。しかし一方では、補装具の 1 割負担を超える利用者負担を強いている市町村があるのは遺憾であり、制度上ストーマ装具の利用者負担が他の補装具に比べて重くなっている事情をもう一度考慮していただき、速やかに利用者負担を 1 割以下とするよう英断のほどをお願いする。

4. ストーマ装具の支給月数

ストーマ装具の支給月数決定には、市町村によって支給月数一律の場合と支給月数選択の場合の二通りがあり、支給する月数には全体的にかなりの幅がある。給付申請時に決定される支給月数は、6 ヶ月分が最も多く次いで 4 ヶ月分が続いている。

支給月数	2 ヶ月	3 ヶ月	4 ヶ月	6 ヶ月	7 ヶ月	12 ヶ月	その他	合計
市町村数	73	5	321	716	2	16	155	1,288
比率(%)	5.7	0.4	24.9	55.6	0.2	1.2	12.0	100

【行政に対する当協会の意見】

ストーマ装具の給付に当たっては、ストーマ装具が必要以上に長期に亘り手元に残ることのないように配慮する必要がある。なぜなら、自分に合うストーマ装具を決めるまでの試行錯誤の期間や使い慣れた製品の変更を余儀なくされた時の取り換えのほか、製品改良時には新しいものにも乗り換えることもあり、これらの場合はいずれも全額自己負担で購入することになるので、手持ちの製品が無駄になる。また、製品自体の耐用年数は 1 年程度と考えておく必要もある。

したがって、6 ヶ月分を超える分量を一律支給するのは避けるべきであり、少なくとも、2 ヶ月分 / 4 ヶ月分 / 6 ヶ月分などの中から自由に支給を選択できるようにして頂きたい。

5. ストーマ用品(13 品目)の給付

補装具及び日常生活用具に関する制度改革以前においては、ストーマ装具の交換・装着等の際に必要な各種のストーマ用品は、単なる付属品として付記されているに過ぎなかった。そこで、平成 18 年のストーマ装具等の見直しの機会をとらえて、当協会の提案に基づきストーマ用品の定義及び 13 品目の具体例を厚生労働省から都道府県及び市町村に示して、これの給付の徹底を指導して頂いた。

今回の調査では、その給付状況を検証してみたが、残念ながら 13 品目のストーマ用品を必要

に応じ全て給付している市町村は、調査全体の 60%に止まっていることが分かった。

ストーマ用品給付	あり	1部あり	なし	合計
市町村数	621	113	316	1,050
比率(%)	59.1	10.8	30.1	100

【行政に対する当協会の意見】

ストーマ装具、ストーマ用品、洗腸用具が日常生活用具の排泄管理支援用具として明記されたことにより、13品目のストーマ用品給付が認められたにもかかわらず、調査全体の3分の1の市町村において給付をまったく行っていない事実が判明した。また、このほかに13品目の全給付に躊躇している市町村もあることが明らかとなり、厚生労働省の指導に徹底を欠いているきらいがあるのではないかと推察される。

本件についても、市町村に対する厚生労働省及び都道府県の指導徹底をお願いしたい。

6. 洗腸用具の併給

従来、洗腸用具はストーマ装具の代替品となっていたので、ストーマ装具との併給は認められていなかった。そこで、平成18年のストーマ装具等の見直しにより、当協会の要求通り洗腸用具の代替品扱いを外し、ストーマ装具と洗腸用具との併給を認める決定がなされた。

今回の調査では、市町村での対応の度合いを検証することにしたが、期待に反して併給を行っている市町村の数は調査全体の3分の2程度に過ぎないことが明らかになった。

洗腸用具の併給	あり	なし	合計
市町村数	739	271	1,010
比率(%)	73.2	26.8	100

【行政に対する当協会の意見】

洗腸用具は、日常生活用具の排泄管理支援用具として明記されたが、今回の調査では調査全体の3分の1に及ぶ市町村が併給を行っていない事実が判明した。これはいかなる理由によるものだろうか。当協会としては、厚生労働省を通じて当事者として改善をお願いしているのに、なぜ理解して頂けないのか疑問を呈したい。いずれにしても、市町村に対する厚生労働省及び都道府県の指導徹底をお願いしたい。

7. 行政に対するお願いと期待

(1) ストーマ装具等の安定給付

平成17年の厚生労働省「補装具の見直しに関する検討委員会」が、補装具の範疇からストーマ装具を日常生活用具へ変更した理由の一つは、ストーマ装具が使い捨ての消耗品であることにあった。当時の当協会と厚生労働省との制度移行の整理に当っては、「ストーマ装具及びストーマ用品は単なる補装具ではなく、オストメイトの生命維持に不可欠な排泄物処理の装具、すなわちオストメイトが生きていくためになくてはならない生活必需品である。」ことに留意し、その給付には万全の措置を講ずると共に経済的な負担の軽減を図る方策を進めることで一致しており、厚生労働省から各都道府県にこのことが示されているはずである。

この指針を堅持し、都道府県及び市町村とも遺漏なきようお願いしたい。

(2) 利用者負担の軽減

当協会としては、平成17年のストーマ装具が補装具給付制度から日常生活用具給付制度へ移行される問題の折衝において、「ストーマ装具の給付は、日常生活用具給付等事業の中に組み入れることにより従来よりも柔軟かつ弾力的に運用できる利点が生じる。」との厚生労働省の説明に期待

し、問題点に関する協議を続行しているところである。

さて、以前より指摘されているストーマ装具給付の制度上の最大の問題点は、ストーマ装具が他の補装具と異なり、給付が一回限りという形態ではなく使い捨ての消耗品であるが故に、他の障害種別に比較して利用者負担が大きいということにある。このアンバランス是正など問題解決のために厚生労働省と当協会とは協議を重ねているが、双方が認識を共有できる二つの事案について次の通り進めて頂くことを期待している。

第一は、ストーマ装具の価格が高止まりの状態を打破するため、市町村がさまざまな工夫をこらして成果を上げて頂くことである。このことにより、結果的に利用者負担の軽減のみならず安定した給付の実現を図ることができると確信している。

第二は、厚生労働省において、より高機能で低価格のストーマ装具の研究開発をメーカーにうながし、これの製品化及び市場への供給により、積年の重い課題を一挙に解決するということである。すなわち、これが実現すれば、ストーマ・リハビリテーションに寄与するのみならず、給付基準内の1割負担と給付基準外の全額自己負担の二重苦にあえいでいるオストメイトの救済に役立つと確信している。

以上